

# 「子ども安全・安心加速化プラン」後の主な取組

(平成19年7月3日 犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議報告)

## 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る

- 地域の協力を得た登下校時の安全対策の推進
- ・ファミリー・サポート・センターの設置の支援
  - ・高齢者を活用した子育て支援事業の実施

【ファミリー・サポート・センター実施市区町村数】  
(17年度末) **437か所** (18年度末) **480か所** <43か所増>

【高齢者活用作り育て支援事業実施シルバー人材センター数】  
(17年度) **118団体** (18年度) **142団体** <24団体増>

- スクールバスの導入
- ・路線バスの活用 **18府県以上** (19年4月1日)

- 放課後対策の推進
- ・「放課後子どもプラン」の実施 **全小学校区** (19年度～)

- バス、タクシー、鉄道事業者による取組の推進
- ・「こども110番の駅」の実施 **171社局2,838駅**  
(19年4月1日)

- インターネットや各種メディアの違法・有害情報等対策の推進
- ・フィルタリングの普及啓発  
携帯電話事業者に対し自主的取組の強化を要請(18年11月)
  - ・インターネット・ホットラインセンターの運用
  - ・中学生・高校性向けの出会い系サイト被害防止リーフレットの配布 **約160万部** (19年度)

【インターネット・ホットラインセンターが削除依頼した違法・有害情報のうち、削除された件数】  
**722件** (18年6月～11月)

## 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む

- 非行防止に向けた取組・防犯教育の推進
- ・非行防止教室の開催 **28,901回** (18年度)
  - ・防犯教室用リーフレットをすべての小学1～2年生に配布

- 学校等における体験活動の推進
- ・豊かな体験活動推進事業の実施

【事業実施校数】  
(17年度) **940校** (19年度) **1,645校** <75%増>

地域社会が  
一体となった  
取組

## 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する

- 立ち直り支援の推進
- ・「地域若者サポートステーション」の設置  
(18年度) **25か所** (19年度) **50か所** <倍増>
  - ・問題を抱えた児童生徒への学校教育における支援の充実  
スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、生徒指導推進協力員の配置

- 児童虐待防止対策の充実
- ・要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進  
【市町村の設置率】  
(17年6月) **51.0%** (19年3月) **85.1%** (見込み)  
<約30ポイント増>

- 困難を抱えた子どもの相談活動の充実
- ・「子どもの人権110番」強化週間の実施、  
フリーダイヤル化(0120-007-110)
  - ・インターネットによる人権相談受付([www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html))  
なやみ言おう
  - ・全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」(0570-0-78310)設置

## 違法・有害情報対策の現状と課題

	現 状	課 題
インターネット上の違法・有害情報について	<p>出会い系サイト、迷惑メール等については一定の法的規制</p> <p>自殺サイト、わいせつサイト等について、通信事業者、ネットカフェ事業者等の自主規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングサービスの提供</li> <li>・インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼 等</li> </ul>	<p>自主規制ではアウトサイダーは対象外</p> <p>削除依頼に応じない業者の存在</p>
有害図書等（DVD、ビデオ、ゲーム等を含む）の効果的規制	<p>長野県以外の 46 の都道府県で、有害図書等の規制を含む条例を制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害図書等の指定</li> <li>・青少年への販売の制限</li> </ul>	<p>都道府県ごとに、指定対象や罰則にばらつき。効果が不十分</p>
児童買春・児童ポルノ法の改正	<p>児童ポルノに関して法的規制あり（禁止事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノの提供</li> <li>・提供目的の製造、所持、運搬、輸出入</li> <li>・公然陳列</li> <li>・単純製造</li> </ul>	<p>児童ポルノの単純所持については規制なし</p> <p>子どもに対する性行為等を描いたコミック等については、法規制の対象外</p> <p>いずれも議員立法で検討していた経緯あり</p>